

7 輸 国 第 4955 号

関税割当公表第 79 号の 2

令和 8 年度のバター及びバターオイルの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、ミルクから得たバターその他の油脂（以下「バター及びバターオイル」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 8 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 バター及びバターオイル（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0405.10 号及び第 0405.90 号に規定するもの）

2 用途及び割当数量

(1) 沖縄還元乳製造原料用	307 トン
(2) 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用	6 トン
(3) 国際線航空機用	216 トン
(4) 外国見本市用	52 トン
合計割当数量	581 トン

3 通関期限 令和 9 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 8 年度のバター及びバターオイルの関税割当てについて（令和 8 年 3 月 11 日付け 7 輸国第 4686

号関税割当公表第 79 号) によるものとする。